

第19回秋田県障害者スポーツ大会競技規則 改正概要

全国障害者スポーツ大会競技規則（令和3年4月1日より実施分）改正に伴い、本大会においても同様のルールで実施します。

令和3年度競技規則改正内容

1 水泳競技における飛び込みスタートについて

令和3年度全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）より、スタート方法は選手が水中スタートまたは、飛び込みスタートを選択できる。

これまで水中スタートしなければならなかった障害区分選手の飛び込み経験がほとんどなく（浅く）、その技能が十分であるとは言い難く、安全面においても不安を伴う状況があるため、練習を十分に積み安全であることが確認された上で、飛び込みスタートを選択してください。

2 アーチェリー競技における得点記録、矢の回収について

これまでは、得点記録と矢の回収は、競技運営主管団体が競技者から委託を受けて行うこととなっていたが、令和3年度全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）より、競技運営主管団体のみならず、チームの監督、競技者の代行者（エージェント）も競技者から委託を受けて行うことができるようにする。（選手が委託先を選択できるようにした）

秋田県障害者スポーツ大会においては、これまでどおり得点記録、矢の回収を行う。

【確認事項】

令和2年度競技規則改正内容

1 障害区分（視覚障害区分）の改正

平成30年7月より施行された新障害等級により、視覚障害の判定基準が以下のとおり変更されたため、それに伴い障害区分を変更する。

改正前：両眼の視力の和で障害区分を判定

改正後：良い方の視力で障害区分を判定

「注1」指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する。指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。

「注2」視力は、手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力）で判定を行う。

2 卓球（STT）競技の規則改正

STTにおいて、「打つ」とは、プレー中に競技者がラケットハンドに握ったラケットのグリップを除く部分でボールに触れることであったが、令和2年度より、「打つ」とは競技者の握ったラケット（グリップ部分を含む）及びラケットハンドでボールに触れることとする。

グリップ及びラケットハンドで打球した場合、打球音がすれば有効であるが、打球音がしないときにはホールディングとし無効とする。

3 ボッチャ競技の導入と競技規則について

令和3年度全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）より、正式競技（個人競技）としてボッチャが導入されることに伴い、本大会からボッチャを導入する。競技規則は全国障害者スポーツ大会競技規則のとおりとする。